



中途加入
申込受付中!

福祉共済はあなたの暮らしを守ります。

交通事故や不慮の事故(交通事故以外の急激かつ偶然な外来の事故)に対して、国内外問わず、24時間補償します。

共済(補償)期間 2016年11月1日午後4時から2017年11月1日午後4時まで
中途加入の場合、毎月1日午前0時から2017年11月1日午後4時まで

ご加入できる方 商工会の**会員**とその**家族**、会員の**従業員**とその**家族**、
商工会・連合会の**役職員**とその**家族**であって**健康**な方が**対象**となります。
※ただし2016年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下の方に限ります。
「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

point 1 仕事以外でも、
国内外24時間補償!

point 2 **天災でも補償!**
(天災とは「地震もしくは噴火
またはこれらによる津波」をいいます。)

point 3 10万円以下の請求額なら
スピーディな共済金支払い!
(原則として領収書または診療明細書(コピー可)があればOK)

福祉共済にご加入いただける方



※その他、「同居かつ扶養している」祖父母・兄弟姉妹・孫も対象となります。加入年齢は、満6歳～80歳です。

福祉共済の掛金の税務上の取り扱い

法人が加入者(契約者)の場合			
	被共済者	共済金受取人	取り扱い
①	役員のみ	法人	福利厚生費
②	役員・従業員 ^{*1}	法人	福利厚生費
③	役員のみ	被共済者または親族	役員報酬
④	全役員+全従業員 ^{*2}	被共済者または親族	福利厚生費

※1:一部の役員・従業員の加入でも可

※2:全役員・従業員の加入が必要。一部の役員・従業員のみ加入の場合は、「給与」での計上。

個人事業主が加入者(契約者)の場合			
	被共済者	共済金受取人	取り扱い
⑤	事業主	被共済者または親族	家事費
⑥	専従者のみ	被共済者または親族	家事費
⑦	専従者+全従業員 ^{*3}	事業主	福利厚生費
⑧	全従業員 ^{*3}	事業主	福利厚生費
⑨	全従業員 ^{*3}	被共済者または親族	福利厚生費

※3:全従業員の加入が必要。一部の従業員のみ加入の場合は、「給与」での計上。

*本パンフレット記載の税務のお取扱いは平成28年7月現在の税制に基づく一般的な取扱いについて記載しております。税務上の取り扱いが税制改正等で変更となることがありますのでご注意ください。

*上記の掛金に関する税務上の取扱いは、個々の加入者の具体的な状況により判断されますので、事前に所轄税務署の判断を仰いでください。

*また、具体的な共済金の支払いが発生した際の課税関係も、所轄税務署にて判断を仰いでください。

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会へ

商工会

都道府県商工会連合会
全国商工会連合会

このチラシは福祉共済の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

全国商工会連合会 TEL.03-5860-2294 受付時間:平日9時~17時(土・日・祝・年末年始を除く)

加入プラン		プラン別補償額		
		傷害プラン 2,000円コース	傷害ライト プラン*1	シニア傷害 プラン
契約年齢(注1)		満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで) 継続加入で75歳となった場合は シニア傷害プランに自動的に移行します。	満6歳～65歳 (継続加入は満74歳まで)	満66歳～80歳 (継続加入は満85歳まで)
月払掛金		2,000円	1,000円	2,000円
 死亡 共済金	交通事故	1,000万円	400万円	700万円
	不慮の事故	800万円	300万円	500万円
	天災 (地震・噴火・津波)	400万円	100万円	100万円
 後遺障害 共済金	交通事故	1,000万円～10万円	400万円～4万円	700万円～7万円
	不慮の事故	800万円～8万円	300万円～3万円	500万円～5万円
	天災 (地震・噴火・津波)	400万円～4万円	100万円～1万円	100万円～1万円
 手術の種類 により(注2) 手術 共済金	交通事故 不慮の事故	20・10・5万円	10・5・2.5万円	10・5・2.5万円
	天災 (地震・噴火・津波)	10・5・2.5万円	5・2.5・1.25万円	5・2.5・1.25万円
 入院 共済金 (1日あたり) *2	交通事故 不慮の事故	8,000円 (事故日より1日目～1,000日目)	4,000円 (事故日より1日目～1,000日目)	5,000円 (事故日より3日目～1,000日目)
	天災 (地震・噴火・津波)	4,000円 (事故日より1日目～1,000日目)	2,000円 (事故日より1日目～1,000日目)	2,500円 (事故日より3日目～1,000日目)
 通院 共済金 (1日あたり) *3	交通事故 不慮の事故	3,000円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)	1,500円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)	1,500円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)
	天災 (地震・噴火・津波)	1,500円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)	750円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)	750円 (事故日より1年以内の3日目～100日目)
 疾病入院 見舞金 *4	疾病による継続した 30日以上入院	5万円	2.5万円	—
 個人賠償責任 *5		1事故 1億円限度	—	—

(注1) 2016年11月1日時点での満年齢をいいます。

(注2) 内容、種類によってお支払いの対象とならない場合があります。

*1 傷害ライトプランのみのご加入はできません。傷害ライトプランへの加入は、新規加入においては被共済者のうち1名以上、追加加入においては既加入被共済者のうち1名以上が、傷害ライトプラン以外の傷害プランであることを要件とします。

*2 6～12歳および66歳以上は3日目からの補償となります。

*3 上記表にかかわらず、柔道整復師(通常は接骨院・整骨院などの名称)の施術のための通院日数については、約款に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不

全骨折40日以内、③脱臼、捻挫、打撲30日以内)。

*4 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。

ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限ります。なお、同一疾病については、すべての共済期間を通じて1回のみとします。

*5 個人賠償責任は東京海上日動火災保険株式会社(引受保険会社)が補償する「総合生活保険(個人賠償責任補償)」です。

会員福祉共済のおすすめのポイント

- 地震、噴火、津波によるケガも補償!
- 長期のケガの入院補償!(事故日より最大1,000日)
- 加入時の健康状態に関する告知は不要!